

ひなたぼっこ



家族が認知症になってしまったらどうするの？

- ①お住いのある市町村窓口（福祉課）に「要介護・要支援認定申請」を行ってください。
- ②訪問調査員がご本人に聞き取り調査を実施し、主治医に意見作成の依頼が行われます。
- ③訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに「介護認定調査会」で介護認定が判定されます。
- ④認定結果が通知されます。
- ⑤要支援1・2認定の方は地域包括支援センターの職員に、要介護1～5認定の方は居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアプラン作成の依頼をします。
- ⑥ケアプランにもとづき必要なサービスを利用することができます。

【要介護認定の申請方法】



認知症の方の受けられる支援サービス

◎自宅で受けることのできるサービス

- 訪問介護
- 訪問看護
- 訪問入浴
- 訪問リハビリテーション



◎通所サービス

- デイサービス(通所介護)
- デイケア(通所リハビリ)



◎福祉用具のレンタル

◎医療費負担への支援

◎休業や失業・就労に対する支援

◎資産管理の支援

◎障害年金

◎精神障害者保健福祉手帳

◎日常生活自立支援事業



◎施設で暮らすサービス

- 介護老人保健施設
- 特別養護老人ホーム
- グループホーム



◎特別障害者手帳

◎生命保険高度障害認定

◎介護する側のための「介護休業制度」



認知症の方は多種多様なサービスを受けることができます。ご本人や介護をするご家族の負担が減るようにうまくこれらのサービスを利用して穏やかな暮らしができるようにしましょう。

ひなたの家での活動

3月～5月

春が来ました

厳しい冬が過ぎ去り、春が訪れました。まだまだコロナ禍が続く中でも春を楽しんで頂きたく、人混みを避けて観桜会を行ないました。一日も早く、自由に外出する日が訪れることを願っております。

画像、左より。①観桜会は晴天に恵まれました。②桜の壁画を制作しました。桜の下に鯉のぼりが泳いでいます。③桜もちを作りました。美味しかったです。

①



②



③



ひなたの家の行事食をご紹介します

うどんの日



誕生日



ひな祭り



サンドイッチパーティー



献立は入居者様のご要望をお伺いしながら決めていきます。特に誕生日には、お好きな物を召し上がって頂けるように努めております😊

生活のひとこま

ドライブ in 狙半内



春彼岸のおはぎ作り



犬とのふれあい 体育祭(輪投げ)



かるた取り

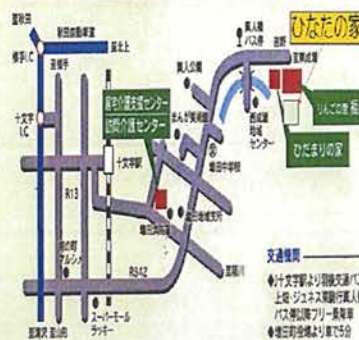


編集後記

新緑が美しい季節となりました。新型コロナウイルス感染予防の為制限があり不便をお掛けしております。外出自粛中ですが入居者様の笑顔を引き出せるケア・サポートを職員一同一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

鈴木

発行・編集/認知症対応型共同生活介護
グループホーム ひなたの家
広報委員会 鈴木・瀧澤・阿部



〒019-0703

秋田県横手市増田町

吉野字梨木塚 95-2

TEL 0182-55-1158

FAX 0182-45-2280